

佐賀県介護保険法施行条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第27号

佐賀県介護保険法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県介護保険法施行条例（平成25年佐賀県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 条例第19条の表の15の項の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる調査の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

調査の区分	額
1 訪問介護、夜間対応型訪問介護及び介護予防訪問介護に係る調査	16,000円
2 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に係る調査	16,000円
3 訪問看護、療養通所介護及び介護予防訪問看護に係る調査	16,000円
4 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに係る調査	16,000円
5 通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係る調査	16,000円
6 通所リハビリテーション、療養通所介護及び介護予防通所リハビリテーションに係る調査	16,000円
7 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る調査	16,000円
8 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売に係る調査	16,000円
9 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る調査	16,000円
10 規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護に係る調査	16,000円
11 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る調査	16,000円
12 複合型サービスに係る調査	16,000円
13 居宅介護支援に係る調査	16,000円
14 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る調査	20,000円
15 介護老人保健施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査	20,000円

16 介護療養型医療施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査	20,000円
--	---------

(手数料の減免申請)

第3条 条例第20条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(佐賀県手数料条例施行規則の一部改正)

2 佐賀県手数料条例施行規則(平成12年佐賀県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
手数料	区分	額	手数料	区分	額
1 介護サービス情報の報告に係る調査手数料	(1) <u>訪問介護、夜間対応型訪問介護及び介護予防訪問介護に係る調査</u>	16,000円	1 佐賀県環境センター水質関係試験検査手数料	略	
	(2) <u>訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に係る調査</u>	16,000円			
	(3) <u>訪問看護、療養通所介護及び介護予防訪問看護に係る調査</u>	16,000円			
	(4) <u>訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに係る調査</u>	16,000円			
	(5) <u>通所介護、療養通所介護、認知症対応</u>	16,000円			

改正前		改正後	
	<u>型通所介護、介護予防 通所介護及び介護予 防認知症対応型通所 介護に係る調査</u> (6) <u>通所リハビリテ ーション、療養通所 介護及び介護予防通 所リハビリテーショ ンに係る調査</u>	16,000円	
	(7) <u>特定施設入居者 生活介護、地域密着 型特定施設入居者生 活介護、介護予防特 定施設入居者生活介 護及び介護予防特定 施設入居者生活介護 に係る調査</u>	16,000円	
	(8) <u>福祉用具貸与、特 定福祉用具販売、介 護予防福祉用具貸与 及び特定介護予防福 祉用具販売に係る調 査</u>	16,000円	
	(9) <u>小規模多機能型 居宅介護及び介護予 防小規模多機能型居 宅介護に係る調査</u>	16,000円	
	(10) <u>認知症対応型共 同生活介護及び介護</u>	16,000円	

改正前			改正後	
	<u>予防認知症対応型共同生活介護に係る調査</u> (11) <u>居宅介護支援に係る調査</u> 16,000円 (12) <u>介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る調査</u> 20,000円 (13) <u>介護老人保健施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査</u> 20,000円 (14) <u>介護療養型医療施設、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る調査</u> 20,000円			
2	佐賀県環境センター水質関係試験検査手数料	略		
3 ~ 11	略		2 ~ 10	略
備考			備考	

改正前	改正後
<p>1 第2号中「簡易なもの」、「普通のもの」、「複雑なもの」、「精密なもの」、「特殊なもの」、「特殊なもの」及び「特殊なもの」とは、次のとおりとする。</p> <p>簡易なもの 濁度、pH（水素イオン濃度指数をいう。以下同じ。）、残留塩素等の試験検査</p> <p>普通のもの 過マンガン酸カリウム消費量、塩化物イオン、溶存酸素、浮遊物質等の試験検査</p> <p>複雑なもの BOD（生物化学的酸素要求量をいう。）、BOD（化学的酸素要求量をいう。以下同じ。）、マンガン、鉄、硝酸性窒素、総窒素、総リン、シアン、六価クロム等の試験検査</p> <p>精密なもの 砒素、総水銀、カドミウム等の試験検査</p> <p>特殊なもの 有機水銀、E P N（エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイトをいう。）等の試験検査</p> <p>特殊なもの チウラム、シマジン、チオベンカルブ等の試験検査</p> <p>特殊なもの P C B（ポリ塩化ビフェニルをいう。以下同じ。）、トリハロメタン等の試験検査</p> <p>2 第3号中「普通のもの」、「複雑なもの」、「精密なもの」及び「特殊なもの」とは、次のとおりとする。</p> <p>普通のもの pH等の試験検査</p> <p>複雑なもの 降下ばいじん等の試験検査</p> <p>精密なもの 硫酸化物、窒素酸化物、アンモニア等の試験検査</p> <p>特殊なもの トリメチルアミン、メチルメルカプタン、二硫化メチル、硫化水素、スチレン、悪臭官能試験等の試験検査</p>	<p>1 第1号中「簡易なもの」、「普通のもの」、「複雑なもの」、「精密なもの」、「特殊なもの」、「特殊なもの」及び「特殊なもの」とは、次のとおりとする。</p> <p>簡易なもの 濁度、pH（水素イオン濃度指数をいう。以下同じ。）、残留塩素等の試験検査</p> <p>普通のもの 過マンガン酸カリウム消費量、塩化物イオン、溶存酸素、浮遊物質等の試験検査</p> <p>複雑なもの BOD（生物化学的酸素要求量をいう。）、BOD（化学的酸素要求量をいう。以下同じ。）、マンガン、鉄、硝酸性窒素、総窒素、総リン、シアン、六価クロム等の試験検査</p> <p>精密なもの 砒素、総水銀、カドミウム等の試験検査</p> <p>特殊なもの 有機水銀、E P N（エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイトをいう。）等の試験検査</p> <p>特殊なもの チウラム、シマジン、チオベンカルブ等の試験検査</p> <p>特殊なもの P C B（ポリ塩化ビフェニルをいう。以下同じ。）、トリハロメタン等の試験検査</p> <p>2 第2号中「普通のもの」、「複雑なもの」、「精密なもの」及び「特殊なもの」とは、次のとおりとする。</p> <p>普通のもの pH等の試験検査</p> <p>複雑なもの 降下ばいじん等の試験検査</p> <p>精密なもの 硫酸化物、窒素酸化物、アンモニア等の試験検査</p> <p>特殊なもの トリメチルアミン、メチルメルカプタン、二硫化メチル、硫化水素、スチレン、悪臭官能試験等の試験検査</p>

改正前	改正後
<p>3 第4号中「普通のもの」、「複雑なもの」、「精密なもの」及び「特殊なもの」とは、次のとおりとする。</p> <p>普通のもの 水分含量、強熱減量、COD、硫化物等の試験検査</p> <p>複雑なもの 総窒素、総リン等の試験検査</p> <p>精密なもの カドミウム、鉛、総クロム、砒素、総水銀、ノルマルヘキサン抽出物質含有量等の試験検査</p> <p>特殊なもの 有機水銀、BHC(ヘキサクロルシクロヘキサンをいう。)、DDT(トリクロルビスクロルフェニルエタンをいう。)、PCB等の試験検査</p> <p>4 第5号中「簡易なもの」、「普通のもの」、「複雑なもの」、「精密なもの」、「特殊なもの」及び「特殊なもの」とは、次のとおりとする。</p> <p>簡易なもの PH、塩化物イオン等の試験検査</p> <p>普通のもの ホルマリン、ナトリウム、カリウム等の試験検査</p> <p>複雑なもの 無機塩等の試験検査</p> <p>精密なもの 微量金属等の試験検査</p> <p>特殊なもの 有機塩素、有機リン等の試験検査</p> <p>特殊なもの PCB、クロルデン等の試験検査</p>	<p>3 第3号中「普通のもの」、「複雑なもの」、「精密なもの」及び「特殊なもの」とは、次のとおりとする。</p> <p>普通のもの 水分含量、強熱減量、COD、硫化物等の試験検査</p> <p>複雑なもの 総窒素、総リン等の試験検査</p> <p>精密なもの カドミウム、鉛、総クロム、砒素、総水銀、ノルマルヘキサン抽出物質含有量等の試験検査</p> <p>特殊なもの 有機水銀、BHC(ヘキサクロルシクロヘキサンをいう。)、DDT(トリクロルビスクロルフェニルエタンをいう。)、PCB等の試験検査</p> <p>4 第4号中「簡易なもの」、「普通のもの」、「複雑なもの」、「精密なもの」、「特殊なもの」及び「特殊なもの」とは、次のとおりとする。</p> <p>簡易なもの PH、塩化物イオン等の試験検査</p> <p>普通のもの ホルマリン、ナトリウム、カリウム等の試験検査</p> <p>複雑なもの 無機塩等の試験検査</p> <p>精密なもの 微量金属等の試験検査</p> <p>特殊なもの 有機塩素、有機リン等の試験検査</p> <p>特殊なもの PCB、クロルデン等の試験検査</p>

様式（第3条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

手数料減免申請書

佐賀県介護保険法施行条例（平成25年佐賀県条例第22号）第20条の規定により、次のとおり手数料の減免を申請します。

手数料の名称	減免前の手数料の額	減免後の手数料の額	減免申請理由